

# 瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例骨子（案） パブリックコメントの結果について

令和4年8月15日（月）から9月13日（火）までの間「瀬戸市議の個人情報保護に関する条例骨子（案）」についてパブリックコメントを実施した結果、下記のとおりご意見が寄せられました。ご意見に対する議会の考え方をまとめましたのでお知らせします。

ご意見をお寄せいただきありがとうございました。

## 記

### 1 実施状況

- (1) 内 容 瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例骨子（案）への意見募集
- (2) 実施期間 令和4年8月15日（月）から9月13日（火）まで

### 2 実施結果

- (1) 提出人数 4人（市内：3、市外：1）
- (2) 意見件数 29件
- (3) 意見への対応

|                                 |     |
|---------------------------------|-----|
| A 意見を踏まえて、案の修正をするもの             | 2件  |
| B 意見の主旨や内容を盛り込み済みであり、考え方を説明するもの | 6件  |
| C 今後の事業実施の参考とするもの               | 17件 |
| D その他（A～C以外のもの）                 | 4件  |

### (4) 意見の概要及び議会の考え方

| No. | 意見の概要  | 対応 | 議会の考え方   |
|-----|--|----|--|
| 1   | 骨子案の趣旨に「執行機関と差異が生じることのないよう」と記載されているが、「瀬戸市個人情報保護法施行条例」制定後に本件のパブリックコメントを行えばよいのではないか。 | D  | 本条例制定に向けた事務については、執行機関と綿密な調整・連携を取り実施しております。改正個人情報保護法の施行期日が令和5年4月1日とされており、執行機関側の条例制定後に本条例に関するパブリックコメントを実施することは、市民への周知期間を設けることを考えると、スケジュール的に困難であると考えます。 |
| 2   | 市民としては、記載された「条例の骨子」だけでは理解できない。   | B  | 条例の骨子については、改正個人情報保護法で規定する事項に基づ   |

|   |   |   |   |
|---|---|---|---|
|   | <p>「議会が保有している個人情報ファイル等に関する帳簿の作成、公表について規定します」とあるが、具体的な記載がない。</p> <p>例えば議会はどのような個人情報ファイルを保有しているのか、「等」は何を指しているのか、どのように公表するのか等々。</p>                        |   | <p>き、その概要を記載しております。</p> <p>なお、例として挙げていただきました議会が保有している個人情報ファイルにつきましては請願・陳情の署名簿や傍聴人受付票、議員台帳等です。個人情報ファイル等の「等」につきましては、個人情報取扱事務登録簿を含むことによるものです。公表方法については、現在検討中です。</p>  |
| 3 | <p>「手数料300円」に反対する。瀬戸市個人情報保護条例1条で謳われている「個人の権利利益の保護及び構成で民主的な姿勢の推進に資することを目的とする。」と定められているが、それに反するものであり、手数料は徴収するべきではない。</p>                                  | C | <p>本条例の制定にあたりましては、執行部と同様、原則として法律の規定に基づき運用してまいりたいと考えており、法律第89条及び同施行令第27条の規定による国の取扱いに準じて受益者負担の観点から、有料とする案としております。</p> <p>しかしながら、開示請求時の手数料につきましては、慎重かつ丁寧に議論を進めてまいりたいと考えており、頂きましたご意見については、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問し、その答申を踏まえ、最終的な判断をしてまいりたいと思います。</p> |
| 4 | <p>「個人情報保護」は市議会にとっても、市民にとっても最重要事項の1つであり、直接的に市民への説明の機会を設定するところから進めてほしい。</p>  | B | <p>パブリックコメント手続きにより市民の皆様のご意見を集約し、その意見と併せて瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることにより、市民の皆様のご意見を反映させることとしております。市民への説明会を実施することは考えておりません。</p>   |
| 5 | <p>議会として市民に対する説明会や意見聴取を行うことなく、市ホームページで意見の募集を始めている。議会基本条例に定められている市民との意見交換会、説明会、専門的知識を有した専門家の提言の公表等を行い、市民意見提出の前提となるそれらの内容の周知を実施した上で、あらためて市民意見を募集すること。</p> | B | <p>パブリックコメント手続きにより市民の皆様のご意見を集約し、その意見と併せて瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮ることにより、市民の皆様のご意見を反映させることとしております。パブリックコメント手続きを再度実施することは考えておりません。</p>  |
| 6 | <p>個人情報保護法の改正により、議会独自の個人情報保護に関する条例の制定が必要とされているにもかかわらず、議員提出議案ではなく、市長部局提出議案としているが、瀬戸市議会基本条例に則り、</p>   | C | <p>条例制定に伴う手続き（進め方）につきましては、検討してまいります。</p>  |

|    |  |   |   |
|----|--|---|---|
|    | 全議員参加の下、議論を尽くし、議会として責任を持って議員提出議案として取り組むこと。   |   |   |
| 7  | 瀬戸市議会の個人情報保護に関する条例骨子(案)における自己情報の公開請求の手数料300円の徴収は、自己情報を確認し、訂正する権利の行使、個人の権利利益の保護を妨げ、市民福祉の増進及び公正で民主的な市政の発展の弊害となることは明らかであることから撤回し、無料とすること。         | C | 項番3に同じ  |
| 8  | 改正後の条例の名称は「法施行条例」ではなく、「個人情報保護条例」とし、現行条例の基本理念を後退させることのないよう住民情報の保護に向けた自治体の理念・姿勢をあきらかにすること。その際基本的人権の保障や、自己情報のコントロールなど情報主体としての住民の権利を規定すること。        | B | 新たに制定する条例の名称は、「瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例」としています。  |
| 9  | 「審議会」で有識者・住民により行政をチェックする意義を確認し、「審議会」の役割を条例に規定して今後も十分機能すること。  | A | 本条例では、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要と認めるときは、審議会に代わる組織として、瀬戸市情報公開・個人情報保護審査会に諮問することができることを規定します。  |
| 10 | 個人情報の外部提供・目的外利用や住民情報の管理システムの開始・改変など、従来審議会に諮問してきた事柄について、今後も審議会に報告し、審議会委員が必要と判断した際は、自発的に調査・審議・意見陳述ができるようにするとともに、報告事項をホームページに掲載するなど市民にわかるようにすること。 | C | 本条例において、審議会に代わる組織として審査会を設置してまいります。また、個人情報保護制度に関する状況の報告・公表を行うことを規定することを検討します。  |
| 11 | 個人情報は本人から収集するよう努めることを責務として条例に規定するとともに、現在「審議会」に諮っている例外的な本人外からの取得について審議会に報告し、審議会により調査・審議・意見陳述ができるようにすること。  | D | 個人情報保護委員会より、「本人収集を原則とする規定を定めることは許容されない」旨が示されています。<br>また、個人情報の取得についても、「事後的な報告を行うものであっても、審議会等への報告や意見聴取を要件とすることは許容されない」旨が示されています。<br>なお、議会が保有する個人情報の例としては、請願・陳情の署名簿や参考人・公述人・直接請求代表者に |

|    |  |   |  |
|----|--|---|--|
|    |  |   | <p>関する情報など住民等から議会へ提供されたもの、傍聴人受付票など議会が取得した個人情報、退職議員を含む議員の経歴などの情報（表彰や年金など）が考えられますが、いずれも本人からの収集するものであり、本人以外からの情報収集を行うことは想定しておりません。</p>  |
| 12 | <p>要配慮個人情報はできる限り収集しないよう努めることを責務として条例に規定するとともに、その扱いについて安全管理措置を整備すること。また個人情報保護法令に規定はないが不当差別・偏見の原因となるおそれがある個人情報について、積極的に「条例要配慮個人情報」として条例に規定し管理に万全を期すこと。</p> | D | <p>個人情報保護委員会より、「法の規律に加えて、条例要配慮個人情報の取得、利用、提供等を制限する規定を定めることは許容されない」旨が示されています。</p> <p>また、「条例要配慮個人情報」については、規定しない考えです。</p>  |
| 13 | <p>目的外利用や外部提供が担当部署だけの判断で行われないう、個人情報保護担当部署への報告を義務づけ、「審議会」に報告して客観性が反映される仕組みにするとともに、個人情報ファイル簿への記載等による住民への可視化を条例に規定すること。</p>                                 | C | <p>「瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例」は、議会として独自に制定するものであり、執行機関の個人情報担当部署への報告は行いません。但し、今回制定する条例において、審議会に代わる組織として審査会を設置し、個人情報保護制度の運用に関する状況の報告を行うことについて検討します。</p> <p>また、個人情報ファイル簿への記載等については、個人情報取扱事務登録簿を作成及び公表し、個人情報取扱い事務登録簿において目的外利用等の有無をお知らせします。</p> |
| 14 | <p>住民情報のオンライン結合について、デジタル化の進展により新たな漏洩やシステムの障害、プライバシー侵害などが起きる可能性を考慮し、「審議会」や専門家による検証を積極的に求めリスクの最小化に努めるとともに、必要に応じて統合先に対する調査や要請を行うことを条例に規定すること。</p>           | C | <p>安全管理のために必要かつ適切な措置及び第三者への提供制限等を規定しています。</p>  |
| 15 | <p>開示請求を行わなくても、訂正請求・利用停止請求を可能にすること。</p>  | D | <p>「瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例」は、改正個人情報保護法で規定する事項に基づき制定してまいります。同法の規定では、対象となる保有個人情報の範囲を明確にし、訂正請求及び利用停止請求の制度の安定的運用を図るため、これらの制度について開示を受けた保有個</p>   |

|    |   |   |  |
|----|---|---|--|
|    |   |   | 人情報を対象としており、本条例も同様の取扱いとします。  |
| 16 | 代理人による開示・訂正等請求にあたっては、開示等請求制度の悪用を防止するため、必要に応じて本人の意思確認を行うことを条例に規定すること。                              | C | 個人情報保護について、なりすまし等による開示等請求の悪用防止対策する運用ルールの策定を検討してまいります。  |
| 17 | 個人情報ファイル簿の作成にあたっては、個人情報保護法では対象とならない保有個人情報についても対象とし、現行の目的外利用・外部提供・委託などの取扱状況を記載し公表する仕組みを下回らないものとする。 | B | 「瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例」においては、「個人情報取扱事務の届出」の規定を設け、現行の「瀬戸市個人情報保護条例」と同様に「個人情報取扱事務登録簿」を作成することとし、目的外利用の有無について公表します。   |
| 18 | 死者に関する個人情報について、現行条例の保護水準を低下させないようにすること。   | C | 改正個人情報保護法は「個人情報」を生存する個人に関する情報に限っており、死者に関する情報については保護の対象とされません。<br>但し、今後必要があれば執行部と調整し、齟齬が生じることのないよう条例に反映してまいります。 |
| 19 | 地方議会における個人情報の適切な取扱いを定めること。  | B | 当市議会においては、「瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、個人情報の適切な取扱いを定めることとします。   |
| 20 | 行政機関等匿名加工情報の提供制度導入にあたっては、判断基準を審議会に諮問して作成し、提案内容を公表し、公益性について慎重に検討すること。                              | C | 瀬戸市議会においては、現時点で匿名加工情報の提供制度を導入する予定はありません。   |
| 21 | 現行条例の個人情報保護の水準を低下させない条例とすること。<br>国に対して個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求めること。                          | C | 法改正の趣旨に沿って進めてまいります。<br>国に対して、個人情報保護法の見直しと個人情報保護委員会の運営の改善を求める考えはありません。  |
| 22 | 骨子案は条例を構成する項目の列挙で具体的な内容が、ほとんど示されておらず、理解できない。<br>具体的に示した上で意見募集する必要がある。                             | C | 条例の骨子については、改正個人情報保護法で規定する事項に基づき、その概要を記載しております。<br>パブリックコメント手続きを再度実施することは考えておりません。                              |
| 23 | 開示請求の手数料300円徴収を撤回すること。  | C | 項番3に同じ   |
| 24 | 議会基本条例にのっとり、議員全員で議論し、現行の個人情報保護条例より後退させないよう調査・検討を行い、議員提出議案として条例制定に取り組んでいただきたい。                     | C | 項番6に同じ   |

|    |   |   |   |
|----|---|---|---|
| 25 | 「議員が主体的に検討を行った上で、議員提案で提出する条例案となるものと思っていたが、市長提案の議案として提出すると聞き、驚いた。本件パブリックコメントの提出先は議会事務局となっているが、寄せられた意見の全文を議員全員に配布し、議員が主体的に検討して、寄せられた意見に対し、責任を持って見解を示すよう求める。   | C | 項番6に同じ  |
| 26 | 瀬戸市議会において、個人情報保護法改正による議会の個人情報保護条例制定についての検討委員会、ワーキングチーム等を設けて、市民に公開の場で議論を尽くし、その結果を踏まえて改めてパブリックコメントの募集を行うよう求める。  | C | 条例制定に向けた進め方については項番6に同じ。<br>なお、パブリックコメント手続きを再度実施することは考えておりません。   |
| 27 | 本骨子案の「2 条例の骨子(案)」の「(1) 目的」で、「議会の事務適正かつ円滑な運営、及び個人の権利利益を保護するものです。」とあるが、「議会の事務適正かつ円滑な運営」は「保護するものです」の対象なのか？それとも「議会の事務適正かつ円滑な運営を図り」という意味であって、「保護するものです」の対象は個人の権利利益なのか？<br>なお、「議会の事務適正かつ円滑な運営」は「議会の事務の適正かつ円滑な運営」とした方が一般的な表現ではないか。 | A | 「議会の事務適正かつ円滑な運営を図り、個人の権利利益を保護する」という意味です。<br>また、ご指摘いただきました「議会の事務適正かつ円滑な運営」につきましては、「議会の事務の適正かつ円滑な運営」が妥当であり、修正させていただきます。 |
| 28 | 本骨子案の「2 条例の骨子(案)」の「(1) 目的」で、「議会の事務適正かつ円滑な運営、及び個人の権利利益を保護するものです。」とあるが、議会基本条例を踏まえ、「議会の事務適正かつ円滑な運営」は「公正で民主的な議会の運営」とするよう求める。  | C | ご意見として承ります。   |
| 29 | 「保有個人情報の開示請求を行う際の手数料について、公文書1件当たり300円とします。」とある。1件につき300円もの手数料がかかるようになれば、自己情報コントロール権が行使しづらくなることは明らかである。  | C | 項番3に同じ  |

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  | <p>国の個人情報保護委員会のガイドラインには、「手数料を徴収しないこととすること(手数料の額を無料とすること。)も可能である」とあり、必ずしも手数料を有料としなければならない根拠はない。</p> <p>これまでに積み上げられてきた個人情報保護制度を決して後退させてはならないのであり、今回の手数料有料化は撤回し、手数料は無料とするよう強く求める。</p> |  |  |
|--|--|--|--|